

衆議院予算委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月16日（火）、第19回の委員会が開かれました。

1 国政調査承認要求に関する件

- ・ 予算の実施状況に関する事項について、国政調査承認要求をすることに協議決定しました。

2 予算の実施状況に関する件

- ・ 予算の実施状況に関する件について、武田総務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 日本電信電話株式会社代表取締役社長 澤田純君

株式会社東北新社代表取締役社長 中島信也君

(質疑者) 盛山正仁君（自民）、浜地雅一君（公明）、後藤祐一君（立民）、今井雅人君（立民）、逢坂誠二君（立民）、藤野保史君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（国民）

(質疑者及び主な質疑事項)

盛山正仁君（自民）

総務省幹部職員への利害関係者からの接待事案

- ア 日本電信電話株式会社（以下「NTT」とする。）の接待が国家公務員倫理法に違反し、刑法上の贈賄罪に該当する可能性があることについての澤田参考人の認識
- イ NTTが過剰な接待を繰り返していた理由についての澤田参考人の見解
- ウ 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反
 - a 衛星放送業務（ザ・シネマ4K）を子会社に承継した理由
 - b 衛星放送業務の申請時に違反を認識できた可能性についての中島参考人の見解
 - c 外資規制に関する解釈等を総務省と協議していない理由についての中島参考人の見解
 - d 総務省との日常的なやり取りの手段についての中島参考人の見解
- エ 東北新社が過剰な接待を繰り返していた理由についての中島参考人の見解
- オ 東北新社の外資規制違反を認識できなかったことについての総務省の責任
- カ 国家公務員倫理法に違反する利害関係者との届出無しの会食が総務省内で常態化していた可能性
- キ 総務省の信頼を回復するための第三者委員会による調査の在り方についての武田総務大臣の見解

浜地雅一君（公明）

(1) 総務省幹部職員への利害関係者からの接待事案

- ア 予算委員会において同事案に関する参考人質疑が行われることについて武田総務大臣の所感
- イ 国家公務員倫理規程違反の原因となる会食を行ったことについて澤田参考人及び中島参考人の所感

(2) 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反

- ア 東北新社が子会社の東北新社メディアサービスを設立した経緯
- イ 東北新社の外資規制違反を回避するために子会社へ地位の承継を行うことを総務省へ報告した際の同省の反応
- ウ 上記イの報告を総務省が受けたかの確認
- エ 放送法が規制する外国資本比率の総務省における監督の在り方

後藤祐一君（立民）

- (1) 谷脇前総務審議官の辞職
- ア 武田総務大臣が辞職を承認した理由
 - イ 国会での答弁を回避するために辞職を承認したとの意見に対する武田総務大臣の見解
 - ウ 辞職を承認したことにより谷脇前総務審議官を国会に招致できなくなった場合の武田総務大臣の責任
- (2) 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反
- ア 東北新社が総務省に対して外資規制違反に関する報告を行った日付
 - イ 東北新社が総務省に対して報告を行った事実の有無についての中島参考人の認識
 - ウ 総務省に対する報告内容
 - エ 平成29年8月9日頃に東北新社の木田由紀夫氏（東北新社元執行役員）と会った事実の有無についての鈴木総務省総合通信基盤局電波部長（当時、情報流通行政局総務課長）の認識
 - オ 当時の記録を調査することについての鈴木部長の意向の有無
 - カ 東北新社からの報告を受けた後の鈴木部長の対応
 - キ 放送法違反についての鈴木部長の認識
 - ク 放送法違反及び行政がゆがめられた可能性についての武田総務大臣の認識
 - ケ 総務省への報告に際し東北新社と同省との文書のやり取りの有無
 - コ 東北新社メディアサービスへの認定基幹放送事業者の地位の承継
 - a 承継の目的についての中島参考人の認識
 - b 承継が脱法行為に当たるとの意見に対する武田総務大臣の見解
 - c 承継の認可における鈴木部長の決裁の有無
 - d 承継の認可決裁の際の外資比率についての鈴木部長の認識
 - e 承継の認可の際に、総務省として外資比率について確認した事実の有無
 - サ 鈴木部長と木田氏との交友関係
 - シ 鈴木部長が木田氏と会った回数
 - ス 鈴木部長と菅正剛氏（東北新社元メディア事業部趣味・エンタメコミュニティ統括部長）との交友関係
 - セ 鈴木部長と木田氏又は菅氏との会食の有無についての鈴木部長の認識
 - ソ 鈴木部長と木田氏又は菅氏との会食の有無についての中島参考人の認識
 - タ 総務省が外資規制違反の事実を認識した時期
 - チ 平成29年8月9日頃以降、東北新社が総務省に対して外資規制違反についての説明を行った事実の有無
 - ツ 平成29年8月9日頃、木田氏から外資規制に違反しているおそれがある旨の報告を受けたかについての鈴木部長の記憶の有無
- (3) 東北新社が設置した特別調査委員会の中間報告
- ア 中間報告を予算委員会に提出することについての中島参考人の見解
 - イ 二宮東北新社前社長が社長を辞任した理由

今井雅人君（立民）

- (1) 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反
- ア 外資規制違反に係る同社からの報告の有無についての鈴木総務省総合通信基盤局電波部長（当時、情報流通行政局総務課長）の認識
 - イ 同報告の有無をめぐって同社と総務省の認識に齟齬が生じている件に関し、総務省の入館記録等を調査する必要性
 - ウ 総務省を訪問し同報告を行ったとする同社の説明に関連し、面会予約等の事前準備の詳細
 - エ 上記ウの事前準備の詳細について同社内で確認の上、国会に報告する必要性

- オ 外資規制違反について連絡しようとした際に井幡総務省情報流通行政局衛星・地域放送課課長(当時)が休暇中であったとの同社の説明に関連し、同課長の休暇取得状況を確認する必要性
 - カ 同報告の有無をめぐって同社と総務省の認識に齟齬が生じている件を国会で説明する必要性
 - キ 木田由紀夫氏(東北新社元執行役員)が総務省を訪問し同報告を行ったとする説明に関連し、訪問時の詳しい状況
 - ク 上記キの状況について中島参考人が把握している内容
 - ケ 同報告に係る総務省訪問時の面会予約の有無
 - コ 来訪時の面会予約の必要性に関する鈴木部長の認識
 - サ 面会予約を伴う来訪者に関する総務省内の記録の有無
 - シ 面会予約に関する鈴木部長の記録の管理方法
 - ス 同報告に係る東北新社の面会予約に関する総務省内の記録の有無
 - セ 面会予約に関する記録の一般的な保管期間
 - ソ 同報告に係る東北新社の面会予約に関する記録の有無を総務省内で調査する必要性
 - タ 外資規制違反について同社からの報告を受けていないとする総務省の説明に対する中島参考人の所感
- (2) 菅正剛氏(東北新社元メディア事業部趣味・エンタメコミュニティ統括部長)の東北新社への入社経緯に関し、東北新社創業者と菅正剛氏の二者で決定したことである、と予算委員会で菅内閣総理大臣が答弁したことについての中島参考人の認識
- (3) 政治家へのNTTによる接待事案
- ア 武田総務大臣就任時の接待の有無
 - イ 委員会答弁に係る政府と澤田参考人との事前打ち合わせの有無
 - ウ 接待対象が政治家か官僚かによって、個別案件に関する情報開示の可否が異なる理由
 - エ 平成30年11月8日の鈴木総務審議官への接待が個別案件に該当するかの確認
 - オ 総務大臣は総務省における最上位の権限者であることの確認
 - カ 監督対象となる企業との会食の有無について公表する必要性についての武田総務大臣の見解
 - キ 監督対象となる企業との会食の有無について武田総務大臣が明言しない理由

逢坂誠二君(立民)

- (1) 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反
- ア 鈴木総務省総合通信基盤局電波部長(当時、情報流通行政局総務課長)の答弁に虚偽がないことの確認
 - イ 鈴木部長の答弁内容について総務省内での事前打合せの有無
 - ウ 情報流通行政局総務課長に課長室があるかの確認
 - エ 情報流通行政局総務課長が来客との面会を行う場所
 - オ 鈴木部長と木田由紀夫氏(東北新社元執行役員)及び菅正剛氏(東北新社元メディア事業部趣味・エンタメコミュニティ統括部長)との携帯電話による会話の有無
 - カ 鈴木部長の携帯電話への木田氏及び菅氏の電話番号登録の有無
 - キ 鈴木部長と木田氏及び菅氏との私的な会食及び交遊の有無
 - ク 平成29年8月9日頃に鈴木部長が木田氏と面会し、外資規制違反の報告を受けた可能性についての鈴木部長の認識
- (2) NTT幹部からの総務省幹部職員への接待事案
- ア 参考人として予算委員会に招致されている目的についての澤田参考人の認識
 - イ 令和3年3月15日の参議院予算委員会での「個別に誰と会食したか否かを公の場で公開することは会社の事業に影響を与えるため発言を控える」旨の答弁についての澤田参考人の見解
 - ウ 疑惑を招くことがないと説明するために供応接待の全貌について明らかにする必要性

- エ 総務省の調査に対しNTTが供応接待の全貌を説明する可能性
 - オ 総務省の調査における供応接待に応じた者の対象範囲
 - カ 総務省の調査対象範囲に政務三役（総務大臣、総務副大臣、総務大臣政務官）を含める必要性
 - キ 総務省幹部職員への供応接待が国家公務員倫理法違反に該当するという澤田参考人の認識の有無
 - ク 総務省幹部職員への供応接待に関しての認識の甘さについての澤田参考人の見解
- (3) 携帯電話料金の引下げ
- ア 令和2年9月18日の菅内閣総理大臣から武田総務大臣への携帯電話料金引下げについての指示の内容
 - イ 菅内閣総理大臣から同指示を受けた時の武田総務大臣の所感
 - ウ 菅内閣総理大臣から同指示を受けた後のぶら下がり記者会見において携帯電話料金引下げに向けて武田総務大臣が強い意欲を表明した理由
 - エ 民間事業者に対し携帯電話料金引下げを強く求めることについての武田総務大臣の躊躇の有無
 - オ 平成30年8月に菅内閣官房長官（当時）が携帯電話料金引下げの発言をする以前からNTTが料金引下げを検討していた事実の有無
 - カ 料金引下げに関して公正な競争が担保されているかについての武田総務大臣の見解

藤野保史君（共産）

総務省幹部職員への利害関係者からの接待事案

- ア 総務省・衛星放送の未来像に関するワーキンググループ
 - a 第10回ワーキンググループ（2020年9月）において、衛星放送協会を代表してプレゼンを行った人物が東北新社元取締役であることの確認
 - b 東北新社による同ワーキンググループ関係者への集中的な接待に関して、同社が同ワーキンググループ報告書案の内容に影響を与える意図があった可能性についての中島参考人の見解
- イ 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反
 - a 同社が総務省に外資規制違反を相談した際に同省から受けた回答
 - b 外資規制違反による放送事業の認定取消が行われなかったという事実を踏まえ、本会議における武田総務大臣の総務行政がゆがめられたことはない旨の発言に対する反省の必要性
 - c 接待事案について調査中であるにもかかわらず、武田総務大臣が総務行政がゆがめられたことはないと言ったことについて反省する必要性
- ウ 総務省の利害関係者であるNTTによる同省への高額接待自体が問題であるという澤田参考人の認識の有無

足立康史君（維新）

- (1) 澤田参考人等NTT関係者と野党を含む国会議員との会食の有無
- (2) 総務省幹部職員とNHK関係者との会食の有無について、NHKに内部調査を求める必要性
- (3) 周波数オークションの導入等、放送通信行政の抜本的改革の必要性

井上一徳君（国民）

- (1) 東北新社の衛星放送業務における放送法上の外資規制違反
 - ア 放送事業者に対する外資規制が設けられている理由についての中島参考人の見解
 - イ 放送事業者に対する外資規制に関する審査体制を抜本的に見直す必要性
 - ウ 東北新社が外資規制違反を井幡総務省情報流通行政局衛星・地域放送課長（当時）に報告した時期

- エ 東北新社の外資規制違反を本年 3 月 9 日以前に総務省が認識していた可能性
 - オ 平成 29 年 8 月 9 日頃の総務省に対する報告から東北新社の衛星放送事業に関する地位継承認可申請・承認に至る過程を中島参考人が報告する必要性
- (2) 武田総務大臣から国家公務員倫理審査会に対し国家公務員倫理法第 25 条に基づく共同調査を申し入れる必要性